

無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）普通保険約款

別表 1

1. 生活習慣病入院給付金および7大疾病給付金の支払対象となる悪性新生物および上皮内新生物

生活習慣病入院給付金および7大疾病給付金の支払対象となる悪性新生物および上皮内新生物とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
消化器の悪性新生物	C15-C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43-C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51-C58
男性生殖器の悪性新生物	C60-C63
腎尿路の悪性新生物	C64-C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69-C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00-D07、D09
真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
骨髓異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）のうち、	
慢性骨髓増殖性疾患	D47.1
本態性（出血性）血小板血症	D47.3

2. がんの定義

1. に定める悪性新生物および上皮内新生物のうち、新生物の形態の性状コードが4. に定める悪性または上皮内癌に該当するものをいいます。

3. がんの診断確定

がんの診断確定は、次のいずれかによる必要があります。

- (1) 病理組織学的所見（生検を含みます。）による診断確定
- (2) 病理組織学的検査が行われなかった場合で、その検査が行われなかった理由および画像所見など他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときは、その診断確定

4. 新生物の形態の性状コード

新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌に該当するものとは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学第3版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

第5桁性状コード番号
／2……上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
／3……悪性、原発部位
／6……悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9……悪性、原発部位または転移部位の別不詳

別表2 生活習慣病入院給付金の支払対象となる「がん以外の生活習慣病」

生活習慣病入院給付金の支払対象となる「がん以外の生活習慣病」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10 準拠」によるものとします。

疾病名	分類項目	基本分類コード
(1) 心疾患	慢性リウマチ性心疾患 虚血性心疾患 肺性心疾患および肺循環疾患 その他の型の心疾患	I 05- I 09 I 20- I 25 I 26- I 28 I 30- I 52
(2) 脳血管疾患	脳血管疾患	I 60- I 69
(3) 腎疾患	糸球体疾患 腎不全	N00-N08 N17-N19
(4) 肝疾患	ウイルス肝炎 肝疾患	B15-B19 K70-K77
(5) 糖尿病	糖尿病	E10-E14
(6) 高血圧性疾患	高血圧性疾患 大動脈瘤および解離	I 10- I 15 I 71

別表3

1. 7大疾病給付金の支払対象となる「がん以外の7大疾病」

7大疾病給付金の支払対象となる「がん以外の7大疾病」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10 準拠」によるものとします。ただし、「(1) 急性心筋梗塞、拡張型心筋症」および「(2) 脳卒中、脳動脈瘤」については、2. によって定義づけられる疾病であることを必要とします。

疾病名	分類項目	基本分類コード
(1)	急性心筋梗塞	虚血性心疾患（I 20- I 25）のうち、 急性心筋梗塞 再発性心筋梗塞 I 21 I 22
	拡張型心筋症	心筋症（I 42）のうち、 拡張型心筋症 I 42.0
(2)	脳卒中	脳血管疾患（I 60- I 69）のうち、 くも膜下出血 脳内出血 脳梗塞 I 60 I 61 I 63
	脳動脈瘤	その他の脳血管疾患（I 67）のうち、 脳動脈壁の解離、非＜未＞破裂性 脳動脈瘤、非＜未＞破裂性 I 67.0 I 67.1
(3)	慢性腎不全	高血圧性腎疾患（I 12）のうち、 腎不全を伴う高血圧性腎疾患 慢性腎不全 I 12.0 N18
(4)	肝硬変	アルコール性肝疾患（K70）のうち、 アルコール性肝硬変 肝線維症および肝硬変（K74）のうち、 原発性胆汁性肝硬変 続発性胆汁性肝硬変 胆汁性肝硬変、詳細不明 その他および詳細不明の肝硬変 K70.3 K74.3 K74.4 K74.5 K74.6
	食道静脈瘤	食道静脈瘤 I 85
(5)	糖尿病	糖尿病 E10-E14
	糖尿病性網膜症	糖尿病（E10-E14）のうち、 眼合併症を伴うもの E10.3、E11.3、E12.3、E13.3、 E14.3
	糖尿病性壊疽	糖尿病（E10-E14）のうち、 末梢循環合併症を伴うもの E10.5、E11.5、E12.5、E13.5、 E14.5

疾病名		分類項目	基本分類コード
(6)	高血圧性疾患	高血圧性疾患	I 10- I 15
	大動脈瘤、 解離性大動脈瘤	大動脈瘤および解離	I 71

2. 急性心筋梗塞、拡張型心筋症、脳卒中、脳動脈瘤の定義

疾病名	疾病の定義
急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病（典型的な胸部痛の病歴、新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化および心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇のすべてを満たすことを必要とします。）
拡張型心筋症	心臓の内腔が著しく大きくなり、心臓の収縮力が低下し、重症のうっ血性心不全や治療に抵抗性の不整脈が起こる疾病（他の心疾患との鑑別のために冠動脈造影および心筋生検が施行されていることを必要とします。）
脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病（画像診断所見により、脳内に器質的な病変あるいは損傷が認められることを必要とします。）
脳動脈瘤	脳の血管壁の一部に欠損、断裂もしくは解離が生じ、脳動脈が瘤状、嚢状または紡錘状に拡張した疾病（画像診断所見により、器質的な病変が認められることを必要とします。）

別表 4

- 急性心筋梗塞、拡張型心筋症、脳卒中、脳動脈瘤、食道静脈瘤、大動脈瘤等についての7大疾病給付金の支払対象となる手術
開頭術、開胸術、開腹術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。
- 糖尿病性網膜症についての7大疾病給付金の支払対象となる手術
網膜または硝子体に対する手術をいいます。
- 視力の測定
視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- 糖尿病性壊疽についての7大疾病給付金の支払対象となる切断術
手指については、末節の2分の1以上の切断術、足指については、第1指（母指）は末節の2分の1以上、その他の指は遠位指節間関節以上の切断術をいいます。

別表5 同一種類の臓器

下表の1. ～ 19.、29. および32. ～ 41. に属する臓器は、それぞれ臓器名が異なる場合または臓器が複数ある場合であっても、これを同一種類の臓器として取り扱います。

同一種類の臓器
1. 眼球・眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含む。） 2. 鼻（副鼻腔を含む。） 3. 耳（内耳・中耳および外耳を含む。）・乳様突起 4. 口腔・歯・舌・顎下腺・耳下腺・舌下腺 5. 甲状腺 6. 咽頭（扁桃を含む。）・喉頭 7. 肺臓・胸膜・気管・気管支 8. 胃・十二指腸 9. 肝臓・胆嚢・胆管 10. 脾臓 11. 盲腸（虫様突起を含む。） 12. 大腸・小腸 13. 直腸・肛門 14. 腎臓・尿管 15. 膀胱・尿道 16. 前立腺 17. 睾丸・副睾丸 18. 乳房（乳腺を含む。） 19. 子宮（胎盤を含む。）・卵巣・卵管 29. 皮膚（頭皮および口唇を含む。） 32. 食道 33. 胸腺・心臓・縦隔 34. 骨・関節・関節軟骨 35. 造血組織・リンパ組織（血液・骨髄・脾臓・リンパ節を含む。） 36. 末梢神経・自律神経系 37. 後腹膜・腹膜 38. 結合組織・皮下組織・軟部組織（血管・軟骨・筋・リンパ管を含む。） 39. 髄膜・脳・脳神経・脊髄 40. 副腎 41. 1. ～ 19.、29. および32. ～ 40. 以外の臓器（ただし、臓器名が同一のものに限る。）

別表6 給付金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 生活習慣病入院給付金の支払い	(1) 生活習慣病入院給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書、がんを原因とするときはさらに、病理組織検査報告書 (3) 生活習慣病入院給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 生活習慣病入院給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 保険証券 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
2. 7大疾病給付金の支払い	(1) 7大疾病給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書、がんを原因とするときはさらに、病理組織検査報告書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 7大疾病給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 7大疾病給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 保険証券 (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類

項 目	必要書類
3. 死亡給付金の支払い	(1) 死亡給付金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 死亡給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 死亡給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 保険証券 (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類
4. 保険料の払込免除	(1) 保険料払込免除請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書、第10条（保険料の払込免除）の1. に定める身体障害の状態による保険料の払込免除についてはさらに、不慮の事故（別表8）であることを証明する書類 (3) 保険証券 (4) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。 (2) 給付金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 (3) 2. については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

別表7 対象となる高度障害状態および身体障害の状態

高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注2） (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注4） (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注6(1)）
身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注3） (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注5） (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (8) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注7(1)、(2)、(3)） (9) 10足指を失ったもの（注7(4)）

注

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオ・メータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4} (a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

5. 脊柱の障害

(1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。

(2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

(1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。

(2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 指の障害

(1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。

(2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

(3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。

(4) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表8 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（疾病を原因として発生したものは含みません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症またはその症状が増悪したときは、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

分類項目	基本分類表番号
1. 鉄道事故	E 800 ～ E 807
2. 自動車交通事故	E 810 ～ E 819
3. 自動車非交通事故	E 820 ～ E 825
4. その他の道路交通機関事故	E 826 ～ E 829
5. 水上交通機関事故	E 830 ～ E 838
6. 航空機および宇宙交通機関事故	E 840 ～ E 845
7. 他に分類されない交通機関事故	E 846 ～ E 848
8. 医薬品および生物学的製剤による不慮の中毒 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E 850 ～ E 858
9. その他の固体、液体、ガスおよび蒸気による不慮の中毒 ただし、洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。	E 860 ～ E 869
10. 外科的および内科的診療上の患者事故 ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E 870 ～ E 876
11. 患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的および内科的処置で処置時事故の記載のないもの ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E 878 ～ E 879
12. 不慮の墜落	E 880 ～ E 888
13. 火災および火焰による不慮の事故	E 890 ～ E 899
14. 自然および環境要因による不慮の事故 ただし、「過度の高温（E 900）中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧および気圧の変化（E 902）」、「旅行および身体動揺（E 903）」および「飢餓、渴、不良環境曝露および放置（E 904）中の飢餓、渴」は除外します。	E 900 ～ E 909
15. 溺水、窒息および異物による不慮の事故 ただし、入浴中の溺水、吐物の吸入もしくは嚥下による気道閉塞もしくは窒息、または疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神神経障害の状態にある者の「食物の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息（E 911）」、「その他の物体の吸入または嚥下による気道の閉塞または窒息（E 912）」は除外します。	E 910 ～ E 915
16. その他の不慮の事故 ただし、「努力過度および激しい運動（E 927）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動」および「その他および詳細不明の環境的原因および不慮の事故（E 928）中の無重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外します。	E 916 ～ E 928
17. 医薬品および生物学的製剤の治療上使用による有害作用 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E 930 ～ E 949
18. 他殺および他人の加害による損傷	E 960 ～ E 969
19. 法的介入 ただし、「処刑（E 978）」は除外します。	E 970 ～ E 978
20. 戦争行為による損傷	E 990 ～ E 999

別表9 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)	

無配当災害割増特約

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（疾病を原因として発生したものは含みません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

分類項目	基本分類表番号
1. 鉄道事故	E 800～E 807
2. 自動車交通事故	E 810～E 819
3. 自動車非交通事故	E 820～E 825
4. その他の道路交通機関事故	E 826～E 829
5. 水上交通機関事故	E 830～E 838
6. 航空機および宇宙交通機関事故	E 840～E 845
7. 他に分類されない交通機関事故	E 846～E 848
8. 医薬品および生物学的製剤による不慮の中毒 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、 疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E 850～E 858
9. その他の固体、液体、ガスおよび蒸気による不慮の中毒 ただし、洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびに サルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細 不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含ま れません。	E 860～E 869
10. 外科的および内科的診療上の患者事故 ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E 870～E 876
11. 患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的および内科的処置で処置時事故の 記載のないもの ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E 878～E 879
12. 不慮の墜落	E 880～E 888
13. 火災および火焰による不慮の事故	E 890～E 899
14. 自然および環境要因による不慮の事故 ただし、「過度の高温（E 900）中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧および気圧の 変化（E 902）」、「旅行および身体動揺（E 903）」および「飢餓、渴、不良環境曝露お よび放置（E 904）中の飢餓、渴」は除外します。	E 900～E 909
15. 溺水、窒息および異物による不慮の事故 ただし、入浴中の溺水、吐物の吸入もしくは嚥下による気道閉塞もしくは窒息、または 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神神経障害の状態にある者の「食物の吸入ま たは嚥下による気道閉塞または窒息（E 911）」、「その他の物体の吸入または嚥下によ る気道の閉塞または窒息（E 912）」は除外します。	E 910～E 915
16. その他の不慮の事故 ただし、「努力過度および激しい運動（E 927）中の過度の肉体行使、レクリエーション、 その他の活動における過度の運動」および「その他および詳細不明の環境的原因および 不慮の事故（E 928）中の無重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外します。	E 916～E 928
17. 医薬品および生物学的製剤の治療上使用による有害作用 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、 疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E 930～E 949
18. 他殺および他人の加害による損傷	E 960～E 969
19. 法的介入 ただし、「処刑（E 978）」は除外します。	E 970～E 978
20. 戦争行為による損傷	E 990～E 999

別表2 対象となる高度障害状態

災害保険金支払の対象となる高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。
	(1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注1）
	(2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注2）
	(3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注3）
	(4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注4）
	(5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注4）
	(6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注4）
	(7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注4）

注

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みがない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。

別表3 災害保険金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
災害保険金の支払い	死亡保険金、高度障害保険金、死亡年金、高度障害年金、死亡給付金または高度障害給付金の支払請求に必要な書類のほか、次の書類の提出を必要とします。 (1) 災害保険金支払請求書 (2) 不慮の事故（別表1）であることを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。	
(2) 保険金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

別表4 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)	

無配当傷害特約

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（疾病を原因として発生したものは含みません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとしします。

分類項目	基本分類表番号
1. 鉄道事故	E 800～E 807
2. 自動車交通事故	E 810～E 819
3. 自動車非交通事故	E 820～E 825
4. その他の道路交通機関事故	E 826～E 829
5. 水上交通機関事故	E 830～E 838
6. 航空機および宇宙交通機関事故	E 840～E 845
7. 他に分類されない交通機関事故	E 846～E 848
8. 医薬品および生物学的製剤による不慮の中毒 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、 疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E 850～E 858
9. その他の固体、液体、ガスおよび蒸気による不慮の中毒 ただし、洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびに サルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細 不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含ま れません。	E 860～E 869
10. 外科的および内科的診療上の患者事故 ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E 870～E 876
11. 患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的および内科的処置で処置時事故の 記載のないもの ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E 878～E 879
12. 不慮の墜落	E 880～E 888
13. 火災および火焰による不慮の事故	E 890～E 899
14. 自然および環境要因による不慮の事故 ただし、「過度の高温（E 900）中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧および気圧の 変化（E 902）」、「旅行および身体動揺（E 903）」および「飢餓、渴、不良環境曝露お よび放置（E 904）中の飢餓、渴」は除外します。	E 900～E 909
15. 溺水、窒息および異物による不慮の事故 ただし、入浴中の溺水、吐物の吸入もしくは嚥下による気道閉塞もしくは窒息、または 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神神経障害の状態にある者の「食物の吸入ま たは嚥下による気道閉塞または窒息（E 911）」、「その他の物体の吸入または嚥下によ る気道の閉塞または窒息（E 912）」は除外します。	E 910～E 915
16. その他の不慮の事故 ただし、「努力過度および激しい運動（E 927）中の過度の肉体行使、レクリエーション、 その他の活動における過度の運動」および「その他および詳細不明の環境的原因および 不慮の事故（E 928）中の無重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外します。	E 916～E 928
17. 医薬品および生物学的製剤の治療上使用による有害作用 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、 疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E 930～E 949
18. 他殺および他人の加害による損傷	E 960～E 969
19. 法的介入 ただし、「処刑（E 978）」は除外します。	E 970～E 978
20. 戦争行為による損傷	E 990～E 999

別表2 給付割合表

等級	身体障害	給付割合
第1級	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注3） 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注4） 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注1） 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注7(1)） 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注7(1)） 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注7(1)） 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注7(1)）	10割
第2級	8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの（注7(1)） 9. 10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの（注9） 10. 1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15までまたは第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの 11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注5）	7割
第3級	12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの（注3） 13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注7） 14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注7） 15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの（注9(1)(2)） 16. 10足指を失ったもの（注10(1)） 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注8(1)(2)）	5割
第4級	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの（注3(3)） 19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの（注4(2)(4)） 20. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの（注2） 21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの（注7(2)） 22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの（注7(2)） 23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの（注9(1)(2)） 25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの（注9(1)(3)） 26. 10足指の用を全く永久に失ったもの（注10(2)） 27. 1足の5足指を失ったもの（注10(1)）	3割
第5級	28. 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの（注7(3)） 29. 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの（注7(3)） 30. 1手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）を失ったか、第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含んで2手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の3手指を失ったもの（注9(1)(2)） 31. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）の用を全く永久に失ったもの（注9(1)(3)） 32. 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの（注10(2)） 33. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの（注5(1)(3)） 34. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの（注5(1)(2)） 35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの（注6） 36. 脊柱（頸椎を除く）に運動障害を永久に残すもの（注8(3)）	1.5割
第6級	37. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの（注7(3)） 38. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの（注7(3)） 39. 1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40. 1手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）の用を全く永久に失ったか、第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの（注9(1)(3)） 41. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）以外の1手指または2手指を失ったもの（注9(1)(2)） 42. 1足の第1指（母指）または他の4足指を失ったもの（注10(1)） 43. 1足の第1指（母指）を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの（注10(2)）	1割

注

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

2. 日常生活動作が著しく制限されるもの

「日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のほとんどが自力では困難で、その都度他人の介護を要する状態をいいます。

3. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 「視力に著しい障害を永久に残すもの」とは、視力が0.06以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

4. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みがない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みがない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「言語の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、語音構成機能障害、脳言語中枢の損傷、発声器官の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、音声言語による意思の疎通が困難となり、その回復の見込みがない場合をいいます。
- (3) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。
- (4) 「そしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、かゆ食またはこれに準ずる程度の飲食物以外のものはとることができず、その回復の見込みがない場合をいいます。

5. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオ・メータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$
 の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 「聴力に著しい障害を永久に残すもの」とは、上記(2)の

$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$
 の値が70デシベル以上（40cmを超えると話声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

6. 鼻の障害

- (1) 「鼻を欠損し」とは、鼻軟骨の2分の1以上を欠損した場合をいいます。
- (2) 「機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、両側の鼻呼吸困難またはきゅう覚脱失で回復の見込みのない場合をいいます。

7. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。
- (3) 「関節の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、関節の他動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、関節に付随した筋力に障害がある場合には、関節の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。

8. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。
- (3) 「脊柱（頸椎を除く）の運動障害」とは、胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の3分の2以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の3分の2以下に制限された場合をいいます。

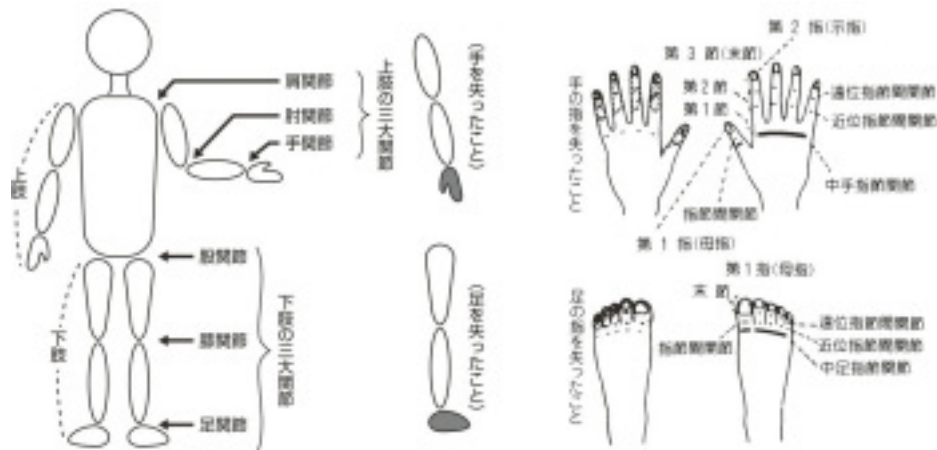
9. 手指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合せることはありません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。

10. 足指の障害

- (1) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。
- (2) 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1指（母指）は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合または中足指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）にあっては指節間関節）が強直し、その回復の見込みのない場合をいいます。

傷害の図解



別表3 身体の同一部位

- (1) 1上肢については、肩関節以下すべて同一部位とします。
- (2) 1下肢については、また関節以下すべて同一部位とします。
- (3) 眼については、両眼を同一部位とします。
- (4) 耳については、両耳を同一部位とします。
- (5) 脊柱については、頸椎以下をすべて同一部位とします。
- (6) 〔別表2〕の第1級の4.、5.、6. もしくは7.、第2級の8.、9. もしくは10.、第3級の16. または第4級の26. の障害に該当するときは、両上肢、両下肢、1上肢と1下肢、10手指または10足指をそれぞれ同一部位とします。

別表4 保険金・給付金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 災害保険金の支払い	死亡保険金、死亡年金または死亡給付金の支払請求に必要とする書類のほか、次の書類の提出を必要とします。 (1) 災害保険金支払請求書 (2) 不慮の事故（別表1）であることを証明する書類
2. 障害給付金の支払い	(1) 障害給付金支払請求書 (2) 不慮の事故（別表1）であることを証明する書類 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 障害給付金の受取人の戸籍抄本 (5) 障害給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 保険証券または年金証書 (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類

(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。
(2) 保険金・給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。

別表5 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りません。)	

無配当新女性医療特約（医療保険）（2006）

別表1 女性入院給付金の支払対象となる女性特定疾病

女性入院給付金の支払対象となる女性特定疾病の範囲は、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

女性特定 疾病の種類	分類項目	基本分類表 番 号
新生物	◎口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	140～149
	◎消化器および腹膜の悪性新生物	150～159
	◎呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	160～165
	◎骨、結合組織、皮膚および乳房の悪性新生物（170～175）中の	
	○骨および関節軟骨の悪性新生物	170
	○結合組織およびその他の軟部組織の悪性新生物	171
	○皮膚の悪性黒色腫	172
	○皮膚のその他の悪性新生物	173
	○女性乳房の悪性新生物	174
	◎泌尿生殖器の悪性新生物（179～189）中の	
	○子宮の悪性新生物、部位不明	179
	○子宮頸の悪性新生物	180
	○胎盤の悪性新生物	181
	○子宮体の悪性新生物	182
	○卵巣およびその他の子宮付属器の悪性新生物	183
	○その他および部位不明の女性生殖器の悪性新生物	184
	○膀胱の悪性新生物	188
	○腎ならびにその他および部位不明の泌尿器の悪性新生物	189
	◎その他および部位不明の悪性新生物	190～199
	◎リンパ組織および造血組織の悪性新生物	200～208
	◎良性新生物（210～229）中の	
	○乳房の良性新生物	217
	○子宮平滑筋腫	218
	○子宮のその他の良性新生物	219
	○卵巣の良性新生物	220
	○その他の女性生殖器の良性新生物	221
	○腎およびその他の泌尿器の良性新生物（223）中の	
	・腎、腎盂を除く	223.0
	・腎盂	223.1
	・尿管	223.2
	・膀胱	223.3
	・その他の明示された部位	223.8
	○甲状腺の良性新生物	226
	◎上皮内癌（230～234）中の	
	○消化器の上皮内癌	230
	○呼吸系の上皮内癌	231
	○皮膚の上皮内癌	232
	○乳房および泌尿生殖系の上皮内癌（233）中の	
	・乳房	233.0
	・子宮頸	233.1
	・その他および部位不明の子宮	233.2
	・その他および部位不明の女性生殖器	233.3
	・膀胱	233.7
	・その他および部位不明の泌尿器	233.9
	○その他および部位不明の上皮内癌	234

女性特定 疾病の種類	分類項目	基本分類表 番 号
新生物	◎性状不詳の新生物（235～238）中の ○泌尿生殖器の性状不詳の新生物（236）中の ・子宮	236.0
	・胎盤	236.1
	・卵巢	236.2
	・その他および部位不明の女性生殖器	236.3
	・膀胱	236.7
	・その他および部位不明の泌尿器	236.9
	○その他の部位・組織および部位・組織不明の性状不詳の新生物（238）中の ・乳房	238.3
内分泌、栄養 および代謝疾患 ならびに免疫障害	◎性質の明示されない新生物（239）中の ○乳房	239.3
	○膀胱	239.4
	○その他の泌尿生殖器	239.5
	◎甲状腺の障害（240～246）中の ○単純性および詳細不明の甲状腺腫	240
	○非中毒性結節性甲状腺腫	241
	○甲状腺腫を伴うまたは伴わない甲状腺中毒症	242
	○後天性甲状腺機能低下（症）	244
血液および 造血器の疾患	○甲状腺炎	245
	○甲状腺のその他の障害	246
	◎その他の内分泌腺の疾患（250～259）中の ○副腎の障害（255）中の ・クッシング〈Cushing〉症候群	255.0
	○卵巢機能障害	256
	◎血液および造血器の疾患（280～289）中の ○鉄欠乏性貧血	280
	○その他の欠乏性貧血	281
	○後天性溶血性貧血	283
	○再生不良〈無形成〉性貧血	284
	○その他および詳細不明の貧血	285
	○紫斑病およびその他の出血病態（287）中の ・アレルギー性紫斑病	287.0
	・血小板〈栓球〉機能障害	287.1
	・その他の血小板〈栓球〉非減少性紫斑病	287.2
	・原発性〈一次性〉血小板〈栓球〉減少症	287.3
循環系の疾患	・続発性〈二次性〉血小板〈栓球〉減少症	287.4
	・詳細不明の血小板〈栓球〉減少症	287.5
	◎慢性リウマチ性心疾患	393～398
	◎動脈、細動脈および毛細（血）管の疾患（440～448）中の ○結節性多発（性）動脈炎および類似疾患（446）中の ・大動脈炎症候群	446.7
	◎静脈およびリンパ管の疾患、ならびに循環系のその他の疾患（451～459）中の ○その他の部位の静脈瘤（456）中の ・外陰静脈瘤	456.6
	○リンパ管の非感染性障害（457）中の ・乳房切除後リンパ浮腫症候群	457.0
	○低血圧（症）	458
消化系の疾患	◎消化系のその他の疾患（570～579）中の ○胆石症	574
	○胆のう〈嚢〉のその他の障害	575
	○その他の胆道の障害	576

女性特定 疾病の種類	分類項目	基本分類表 番 号
泌尿生殖系の疾患	◎腎炎、ネフローゼ症候群およびネフローゼ（580～589）中の	
	○急性糸球体腎炎	580
	○ネフローゼ症候群	581
	○慢性糸球体腎炎	582
	○腎炎および腎症〈ネフロパシー〉〈腎障害〉、急性または慢性と明示されないもの	583
	○慢性腎不全	585
	◎泌尿系のその他の疾患（590～599）中の	
	○腎の感染（症）	590
	○水腎症	591
	○腎および尿管の結石	592
	○腎および尿管のその他の障害	593
	○下部尿路の結石	594
	○膀胱炎	595
	○膀胱のその他の障害	596
	○非性交感染性尿道炎および尿道症候群	597
	○尿道狭窄	598
	○尿道および尿路のその他の障害	599
	◎乳房の障害	610～611
	◎女性骨盤臓器の炎症性疾患	614～616
	◎女性生殖路のその他の障害	617～629
妊娠、分娩および 産じょく〈褥〉の 合併症	◎妊娠、流産に終わったもの	630～639
	◎主として妊娠に関連した合併症	640～648
	◎正常分娩、および妊娠・分娩における治療のその他の適応症〈完全に正常な状態に おける分娩（650）は除く〉	651～659
	◎分娩の経過に主として発生する合併症	660～669
	◎産じょく〈褥〉の合併症	670～676
筋骨格系および結 合組織の疾患	◎関節症〈疾患〉および関連障害（710～719）中の	
	○結合組織のびまん性疾患	710
	○慢性関節リウマチおよびその他の炎症性の多発（性）関節症〈疾患〉	714
	◎リウマチ、背部を除く（725～729）中の	
	○リウマチ性多発筋痛	725

別表 2

1. 瘢痕

「瘢痕」とは、皮膚組織が損傷を受け、その真皮乳頭層より深部まで障害されたことにより生じた欠損部分が結合組織で置換された状態をいいます。

2. 足ゆびの後天性変形

「足ゆびの後天性変形」は、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年度版」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
外反母趾（後天性）	735.0
内反母趾（後天性）	735.1
剛＜強＞直母趾	735.2
つち＜槌＞母趾	735.3
その他のつち＜槌＞趾（後天性）	735.4
わし＜鷲＞（爪）趾（後天性）	735.5
その他	735.8
詳細不明	735.9

別表3 形成治療給付金の支払対象となる手術

手術の種類
植皮術 1. 顔面部に対する植皮術 2. その他の部位に対する植皮術（直径2cm未満は除く。） 瘢痕形成術（非観血手術を除く。） 3. 顔面部に対する瘢痕形成術 4. その他の部位に対する瘢痕形成術（瘢痕の長さが3cm未満は除く。） 足ゆびの後天性変形に対する形成術（非観血手術を除く。） 5. 足趾骨の切除あるいは切断を伴う矯正術または関節の形成術 乳房切除術（生検を除く。） 6. 乳房の皮膚全層および皮下組織をあわせて切除する手術

注

1. 「顔面部」とは、いわゆる顔といわれている部分で、その範囲は、下顎の骨の稜線と通常髪の毛の生えている部分の生えぎわ（上縁は眉毛の上5cm程度とします。）で囲まれた部分をいいます。
2. 顔面部およびその他の部位にまたがる植皮術・瘢痕形成術は、顔面部における植皮術・瘢痕形成術とみなします。

別表4 給付金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 女性入院給付金の支払い	(1) 女性入院給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (3) 女性入院給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 女性入院給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 保険証券 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
2. 形成治療給付金の支払い	(1) 形成治療給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の医師の手術証明書 (3) 形成治療給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 形成治療給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 保険証券 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。 (2) 給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

別表5 特定部位一覧表

特定部位
1. 眼球・眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含む。） 2. 鼻（副鼻腔を含む。） 3. 耳（内耳・中耳および外耳を含む。）・乳様突起 4. 口腔・歯・舌・顎下腺・耳下腺・舌下腺 5. 甲状腺 6. 咽頭（扁桃を含む。）・喉頭 7. 肺臓・胸膜・気管・気管支 8. 胃・十二指腸（この臓器の手術にともなって空腸の手術を受けたときは空腸も含む。） 9. 肝臓・胆嚢・胆管 10. 脾臓 11. 盲腸（虫様突起を含む。） 12. 大腸・小腸 13. 直腸・肛門 14. 腎臓・尿管 15. 膀胱・尿道 16. 前立腺 17. 睾丸・副睾丸 18. 乳房（乳腺を含む。） 19. 子宮・卵巣・卵管（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。） 20. 頸椎部（当該神経を含む。） 21. 胸椎部（当該神経を含む。） 22. 腰椎部（当該神経を含む。） 23. 右上肢（右肩関節部を含む。） 24. 左上肢（左肩関節部を含む。） 25. 右下肢（右股関節部を含む。） 26. 左下肢（左股関節部を含む。） 27. 鼠蹊部（鼠蹊ヘルニア、陰嚢ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合に限る。） 28. 鎖骨 29. 皮膚（頭皮および口唇を含む。） 30. 妊娠子宮（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。） 31. 仙骨部・尾骨部（当該神経を含む。） 32. 食道

別表6 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
（ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限り。）	

無配当女性サポート特約（医療保険）（2006）

別表1 女性特定手術給付金の支払対象となる手術

女性特定手術給付金の支払対象となる「手術」とは、治療を直接の目的として行われる手術をいい、下表の1. ～4. を指します。なお、次の(1)から(6)などは、女性特定手術給付金の支払対象となる「手術」には該当しません。

- (1) 吸引、穿刺などの処置
- (2) 神経ブロック
- (3) 人間ドックなどの検査
- (4) 診断のための手術（ただし、開腹生検術は女性特定手術給付金の支払対象となる手術に該当します。）
- (5) 美容整形上の手術
- (6) 疾病を直接の原因としない不妊手術

手術の種類
1. 乳房切除術 乳房の皮膚全層および皮下組織をあわせて切除する手術をいいます。 2. 乳房再建術 1. の乳房切除術により喪失された乳房の形態を正常に近い形態に戻すことを目的とする観血手術をいいます。 3. 子宮摘出術 子宮の全部または一部を摘出する観血手術をいいます。ただし、子宮頸管ポリープ切除術・人工妊娠中絶術・流産手術を除きます。 4. 卵巣摘出術 卵巣の全部または一部を摘出する観血手術をいいます。

別表2 給付金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
1. 入院準備費用給付金の支払い	(1) 入院準備費用給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (3) 入院準備費用給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 入院準備費用給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 主契約の普通保険約款に定める不慮の事故を原因とするときは、不慮の事故であることを証明する書類および会社所定の様式による医師の診断書 (6) 保険証券 (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類
2. 女性特定手術給付金の支払い	(1) 女性特定手術給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の医師の手術証明書 (3) 女性特定手術給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 女性特定手術給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 保険証券 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。 (2) 給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

別表3 特定部位一覧表

特定部位
1. 眼球・眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含む。） 2. 鼻（副鼻腔を含む。） 3. 耳（内耳・中耳および外耳を含む。）・乳様突起 4. 口腔・歯・舌・顎下腺・耳下腺・舌下腺 5. 甲状腺 6. 咽頭（扁桃を含む。）・喉頭 7. 肺臓・胸膜・気管・気管支 8. 胃・十二指腸（この臓器の手術にともなって空腸の手術を受けたときは空腸も含む。） 9. 肝臓・胆嚢・胆管 10. 脾臓 11. 盲腸（虫様突起を含む。） 12. 大腸・小腸 13. 直腸・肛門 14. 腎臓・尿管 15. 膀胱・尿道 16. 前立腺 17. 睪丸・副睪丸 18. 乳房（乳腺を含む。） 19. 子宮・卵巣・卵管（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。） 20. 頸椎部（当該神経を含む。） 21. 胸椎部（当該神経を含む。） 22. 腰椎部（当該神経を含む。） 23. 右上肢（右肩関節部を含む。） 24. 左上肢（左肩関節部を含む。） 25. 右下肢（右股関節部を含む。） 26. 左下肢（左股関節部を含む。） 27. 鼠蹊部（鼠蹊ヘルニア、陰嚢ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合に限る。） 28. 鎖骨 29. 皮膚（頭皮および口唇を含む。） 30. 妊娠子宮（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。） 31. 仙骨部・尾骨部（当該神経を含む。） 32. 食道

別表4 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
（ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限り。）	

無配当入院サポート特約（医療保険）（返戻金なし型）

別表1 入院準備費用給付金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
入院準備費用給付金の支払い	(1) 入院準備費用給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (3) 入院準備費用給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 入院準備費用給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 主契約の普通保険約款に定める不慮の事故を原因とするときは、不慮の事故であることを証明する書類および会社所定の様式による医師の診断書 (6) 保険証券 (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。	
(2) 給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

別表2 特定部位一覧表

特定部位
1. 眼球・眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含む。） 2. 鼻（副鼻腔を含む。） 3. 耳（内耳・中耳および外耳を含む。）・乳様突起 4. 口腔・歯・舌・顎下腺・耳下腺・舌下腺 5. 甲状腺 6. 咽頭（扁桃を含む。）・喉頭 7. 肺臓・胸膜・気管・気管支 8. 胃・十二指腸（この臓器の手術にともなって空腸の手術を受けたときは空腸も含む。） 9. 肝臓・胆嚢・胆管 10. 脾臓 11. 盲腸（虫様突起を含む。） 12. 大腸・小腸 13. 直腸・肛門 14. 腎臓・尿管 15. 膀胱・尿道 16. 前立腺 17. 睾丸・副睾丸 18. 乳房（乳腺を含む。） 19. 子宮・卵巣・卵管（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。） 20. 頸椎部（当該神経を含む。） 21. 胸椎部（当該神経を含む。） 22. 腰椎部（当該神経を含む。） 23. 右上肢（右肩関節部を含む。） 24. 左上肢（左肩関節部を含む。） 25. 右下肢（右股関節部を含む。） 26. 左下肢（左股関節部を含む。） 27. 鼠蹊部（鼠蹊ヘルニア、陰嚢ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合に限る。） 28. 鎖骨 29. 皮膚（頭皮および口唇を含む。） 30. 妊娠子宮（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。） 31. 仙骨部・尾骨部（当該神経を含む。） 32. 食道

別表3 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)	

無配当特定損傷特約（医療保険）

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（疾病を原因として発生したものは含みません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

分類項目	基本分類表番号
1. 鉄道事故	E 800～E 807
2. 自動車交通事故	E 810～E 819
3. 自動車非交通事故	E 820～E 825
4. その他の道路交通機関事故	E 826～E 829
5. 水上交通機関事故	E 830～E 838
6. 航空機および宇宙交通機関事故	E 840～E 845
7. 他に分類されない交通機関事故	E 846～E 848
8. 医薬品および生物学的製剤による不慮の中毒 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、 疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E 850～E 858
9. その他の固体、液体、ガスおよび蒸気による不慮の中毒 ただし、洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびに サルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細 不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含ま れません。	E 860～E 869
10. 外科的および内科的診療上の患者事故 ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E 870～E 876
11. 患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的および内科的処置で処置時事故の 記載のないもの ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E 878～E 879
12. 不慮の墜落	E 880～E 888
13. 火災および火焰による不慮の事故	E 890～E 899
14. 自然および環境要因による不慮の事故 ただし、「過度の高温（E 900）中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧および気圧の 変化（E 902）」、「旅行および身体動揺（E 903）」および「飢餓、渇、不良環境曝露お よび放置（E 904）中の飢餓、渇」は除外します。	E 900～E 909
15. 溺水、窒息および異物による不慮の事故 ただし、入浴中の溺水、吐物の吸入もしくは嚥下による気道閉塞もしくは窒息、または 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神神経障害の状態にある者の「食物の吸入ま たは嚥下による気道閉塞または窒息（E 911）」、「その他の物体の吸入または嚥下によ る気道の閉塞または窒息（E 912）」は除外します。	E 910～E 915
16. その他の不慮の事故 ただし、「努力過度および激しい運動（E 927）中の過度の肉体行使、レクリエーション、 その他の活動における過度の運動」および「その他および詳細不明の環境的原因および 不慮の事故（E 928）中の無重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外します。	E 916～E 928
17. 医薬品および生物学的製剤の治療上使用による有害作用 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、 疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E 930～E 949
18. 他殺および他人の加害による損傷	E 960～E 969
19. 法的介入 ただし、「処刑（E 978）」は除外します。	E 970～E 978
20. 戦争行為による損傷	E 990～E 999

別表2 特定損傷給付金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
特定損傷給付金の支払い	(1) 特定損傷給付金支払請求書 (2) 不慮の事故（別表1）であることを証明する書類 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 特定損傷給付金の受取人の戸籍抄本 (5) 特定損傷給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 保険証券 (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。 (2) 給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

無配当特定損傷特約Ⅱ型（医療保険）

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（疾病を原因として発生したものは含みません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

分類項目	基本分類表番号
1. 鉄道事故	E 800～E 807
2. 自動車交通事故	E 810～E 819
3. 自動車非交通事故	E 820～E 825
4. その他の道路交通機関事故	E 826～E 829
5. 水上交通機関事故	E 830～E 838
6. 航空機および宇宙交通機関事故	E 840～E 845
7. 他に分類されない交通機関事故	E 846～E 848
8. 医薬品および生物学的製剤による不慮の中毒 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、 疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E 850～E 858
9. その他の固体、液体、ガスおよび蒸気による不慮の中毒 ただし、洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびに サルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細 不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含ま れません。	E 860～E 869
10. 外科的および内科的診療上の患者事故 ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E 870～E 876
11. 患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的および内科的処置で処置時事故の 記載のないもの ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E 878～E 879
12. 不慮の墜落	E 880～E 888
13. 火災および火焰による不慮の事故	E 890～E 899
14. 自然および環境要因による不慮の事故 ただし、「過度の高温（E 900）中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧および気圧の 変化（E 902）」、「旅行および身体動揺（E 903）」および「飢餓、渴、不良環境曝露お よび放置（E 904）中の飢餓、渴」は除外します。	E 900～E 909
15. 溺水、窒息および異物による不慮の事故 ただし、入浴中の溺水、吐物の吸入もしくは嚥下による気道閉塞もしくは窒息、または 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神神経障害の状態にある者の「食物の吸入ま たは嚥下による気道閉塞または窒息（E 911）」、「その他の物体の吸入または嚥下によ る気道の閉塞または窒息（E 912）」は除外します。	E 910～E 915
16. その他の不慮の事故 ただし、「努力過度および激しい運動（E 927）中の過度の肉体行使、レクリエーション、 その他の活動における過度の運動」および「その他および詳細不明の環境的原因および 不慮の事故（E 928）中の無重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外します。	E 916～E 928
17. 医薬品および生物学的製剤の治療上使用による有害作用 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、 疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E 930～E 949
18. 他殺および他人の加害による損傷	E 960～E 969
19. 法的介入 ただし、「処刑（E 978）」は除外します。	E 970～E 978
20. 戦争行為による損傷	E 990～E 999

別表2 特定損傷給付金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
特定損傷給付金の支払い	(1) 特定損傷給付金支払請求書 (2) 不慮の事故（別表1）であることを証明する書類 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 特定損傷給付金の受取人の戸籍抄本 (5) 特定損傷給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 保険証券 (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。 (2) 給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

無配当がん特定手術特約（医療保険）

別表1 対象となる悪性新生物および上皮内新生物

対象となる悪性新生物および上皮内新生物とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
消化器の悪性新生物	C15-C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43-C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51-C58
男性生殖器の悪性新生物	C60-C63
腎尿路の悪性新生物	C64-C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69-C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00-D07、D09
真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
骨髄異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）のうち、	
慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
本態性（出血性）血小板血症	D47.3

別表2 新生物の形態の性状コード

新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌に該当するものとは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学第3版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

第5桁性状コード番号
／2……上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
／3……悪性、原発部位
／6……悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9……悪性、原発部位または転移部位の別不詳

別表3 がん特定手術給付金の支払対象となる手術

がん特定手術の種類
1. 胃全摘除術
2. 片側肺全摘除術
3. 食道全摘除術
4. 片側腎全摘除術
5. 人工肛門造設術
6. 膀胱全摘除術
7. 喉頭全摘除術（発声機能を喪失したものに限る。）
8. 四肢切断術（手指・足指を除く。）

別表4 がん特定手術給付金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
がん特定手術給付金の支払い	(1) がん特定手術給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の医師の手術証明書 (3) 病理組織検査報告書 (4) がん特定手術給付金の受取人の戸籍抄本 (5) がん特定手術給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 保険証券 (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。 (2) 給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

無配当がん女性特定手術特約（医療保険）

別表1 対象となる悪性新生物および上皮内新生物

対象となる悪性新生物および上皮内新生物とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
消化器の悪性新生物	C15-C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43-C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51-C58
男性生殖器の悪性新生物	C60-C63
腎尿路の悪性新生物	C64-C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69-C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00-D07、D09
真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
骨髄異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）のうち、	
慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
本態性（出血性）血小板血症	D47.3

別表2 新生物の形態の性状コード

新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌に該当するものとは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学第3版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

第5桁性状コード番号
／2……上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
／3……悪性、原発部位
／6……悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9……悪性、原発部位または転移部位の別不詳

別表3 がん女性特定手術給付金の支払対象となる手術

がん女性特定手術の種類
1. 乳房切除術（生検を除く。）
2. 子宮全摘除術
3. 両側卵巣全摘除術

注 乳房切除術とは、乳房の皮膚全層および皮下組織をあわせて切除する手術をいいます。

別表4 がん女性特定手術給付金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
がん女性特定手術給付金の支払い	(1) がん女性特定手術給付金支払請求書 (2) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の医師の手術証明書 (3) 病理組織検査報告書 (4) がん女性特定手術給付金の受取人の戸籍抄本 (5) がん女性特定手術給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 保険証券 (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。 (2) 給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

無配当がん退院後ケア特約（医療保険）

別表1 対象となる悪性新生物および上皮内新生物

対象となる悪性新生物および上皮内新生物とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
消化器の悪性新生物	C15-C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43-C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51-C58
男性生殖器の悪性新生物	C60-C63
腎尿路の悪性新生物	C64-C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69-C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00-D07、D09
真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
骨髓異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）のうち、	
慢性骨髓増殖性疾患	D47.1
本態性（出血性）血小板血症	D47.3

別表2 新生物の形態の性状コード

新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌に該当するものとは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学第3版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

第5桁性状コード番号
／2……上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
／3……悪性、原発部位
／6……悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9……悪性、原発部位または転移部位の別不詳

別表3 がん退院後ケア給付金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
がん退院後ケア給付金の支払い	(1) がん退院後ケア給付金支払請求書 (2) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (3) がん退院後ケア給付金の受取人の戸籍抄本 (4) がん退院後ケア給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 保険証券 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。 (2) 給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 (3) 被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

リビング・ニース特約

別表 特約保険金の支払請求に必要な書類

項 目	必要書類
特約保険金の支払い	(1) 特約保険金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 特約保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 特約保険金の受取人の印鑑証明書 (6) 保険証券 (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。 (2) 保険金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 (3) 被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

指定代理請求特約

別表 指定代理請求人による保険金等の請求に必要な書類

項 目	必要書類
保険金等の代理請求	(1) 普通保険約款および各特約に定める保険金等の請求書類 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者と指定代理請求人との戸籍謄本または戸籍抄本 (4) 指定代理請求人の印鑑証明書 (5) 指定代理請求人の住民票 (6) 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し (7) 保険証券 (8) 最終の保険料の払込みを証明する書類 (9) 被保険者について、法令に定める代理人に、保険金等の請求に関する代理権または同意権が付与されている登記がないことを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。 (2) 保険金等の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

約
款
の
抜
粋

指定代理請求特約
リビング・ニース特約

特別条件特約

別表 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分 類 項 目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群〔SARS〕	U04
（ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。）	